

入園申し込みを受け付けます

受付期間 11月9日(月)～14日(土)

受付場所 各保育園、児童福祉課

受付時間 保育園はそれぞれの開園時間内（下記一覧表参照）

児童福祉課は月～金曜日 8:30～17:00

●申し込み

入園申込書（各保育園、児童福祉課にありますので取りに来てください）を、公立・私立とも各保育園または児童福祉課へ提出してください。11月16日以降は、児童福祉課で受け付けます。
*保育園の定員に余裕がないときは、第一希望の保育園に入園できない場合があります。

●入園できる基準

①保護者が、昼間外で仕事をしている

②保護者が、昼間家庭で家事以外の仕事をしている

③母親が出産の前後である

④保護者が病気であったり、心身に障害があったりする

⑤家庭に、長期にわたる病人や心身に障害のある人がいて、保護者がその看護に当たっている

⑥火災や風水害の復旧に当たっている

⑦前記以外に明らかにその児童の保育ができないと市長が判断した場合

*保育園入園期間中であっても、家庭で保育ができる状態になった場合は、退園していただきます。

●保育料

保育料は、父母またはその世帯の主たる生計維持者である祖父母などの前年の所得税、前年度市民税により決定します。

公立・私立保育園の一覧表

■は私立

地区	保育園名	住所	電話番号	定員(人)	受け入れ年齢	開園時間(月～金)	開園時間(土)
吉原地区	第一保育園	中央町3丁目2-16	52-1707	90	産休明けから	7:30～18:00	7:30～13:00
	第二保育園	今泉4丁目3-11	52-2314	90	1歳児から		
	第三保育園	原田1150-1	52-2236	60			
	柏原保育園	沼田新田147-3	33-1234	60	産休明けから	7:30～18:00	7:30～13:00
	杉の木保育園	伝法2837	51-0285	120			
	広見保育園	大淵36-10	36-2670	120			
	中野保育園	大淵2814	35-0189	60			
	伝法保育園	伝法1707-6	52-1317	200	5か月から	7:00～18:30	7:00～17:30
	緑ヶ丘保育園	今泉2147-1	52-3195	90	産休明けから	7:00～19:00	7:00～19:00
	ひな保育園	比奈1547	34-0531	90		7:00～18:30	7:00～17:30
	中里保育園	中里144-15	34-2471	90	3か月から	7:00～19:00	7:00～16:00
	愛生保育園	境655	38-0768	120	産休明けから		7:00～19:00
富士見台リズム保育園	原田2244-9	21-0814	150	6か月から			
富士地区	蓼原保育園	蓼原868-7	61-0683	90	1歳児から	7:30～18:00	7:30～13:00
	南保育園	横割1丁目9-28	61-2193	130	産休明けから		
	浜保育園	鮫島592-10	61-0200	60	1歳児から		
	なかじま保育園	中島268-2	61-1420	120	産休明けから		
	岩本保育園	岩本581-33	61-8882	60	1歳児から	7:00～18:00	7:00～17:00
	森島保育園	森島160-1	63-0925	80			
	富士さくら保育園	蓼原113-14	64-3033	30	産休明け～年少未満	7:00～18:00	7:00～14:00
	えのき保育園	五味島190-3	61-8003	30			
	富士保育園	八幡町3-4	61-0064	150	3か月から	7:00～18:30	7:00～17:00
	岩松保育園	松岡834	63-5406	60	産休明けから	7:00～20:00	7:00～18:00
みどりご保育園	岩本2035	61-2381	120				
松岡保育園	松岡1524-3	63-1324	120				
わかくさ保育園	五貫島704-221	63-5596	60				
鷹岡地区	鷹岡保育園	久沢256-1	71-3639	90	産休明けから	7:30～18:00	7:30～13:00
	厚原保育園	厚原754-1	71-1577	120	1歳児から		
	浅間保育園	入山瀬4丁目9-3	71-3940	90			
	てんま保育園	天間63	71-7839	60	産休明けから	7:00～18:00	7:00～17:30
	富士わかば保育園	天間1598-3	71-7716	60			

*受け入れ年齢の「1歳児」とは、平成11年4月1日現在で1歳となっている児童のことです。

●一時的保育事業について

○一時的保育 母親などの就労などで週2～3日程度家庭保育が困難となる人、または私的理由などで一時的に保育を行う必要が生じた場合に児童を預かる制度で、伝法保育園で行っています。また、平成11年4月からはみどりご保育園でも行います。

○緊急保育 母親などが入院、傷病、出産などで一時的に児童を預かる制度で、全保育園で行っています。

★問い合わせ 児童福祉課 内線2331★